

第29回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭開催要項(案)

1 趣 旨

県民に全県的な規模のスポーツ・レクリエーションの場を提供することにより、スポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、もって本県の生涯スポーツ振興と明るく生き生きした県民生活の一層の充実に寄与する。

2 主 催

佐賀県 公益財団法人佐賀県スポーツ協会 佐賀県レクリエーション協会
佐賀県スポーツ推進委員協議会 一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会
武雄市、武雄市教育委員会、鹿島市、鹿島市教育委員会、嬉野市、嬉野市教育委員会、
大町町、大町町教育委員会、江北町、江北町教育委員会、白石町、白石町教育委員会、
太良町、太良町教育委員会

3 主 管

佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭実行委員会

4 後 援 (予定)

サガテレビ N B C ラジオ佐賀 エフエム佐賀 佐賀新聞社
各市町・各市町教育委員会（主催を除く）

5 協 賛

大塚製薬株式会社

6 期 日

令和7年5月25日（日曜日）
※ スポーツウェルネス吹矢は、5月18日（日曜日）
※ ウォーキングフットボールは、5月24日（土曜日）
※ 武術太極拳は、5月31日（土曜日）
※ インディアカは、7月27日（日曜日）
※ ボッチャは、7月27日（日曜日）
※ マスターズ陸上は、4月27日（日曜日）
※ 雨天の場合、延期する種目あり

7 会 場

武雄市 鹿島市 嬉野市 江北町 白石町 大町町等の各施設

8 実施内容 ※詳細は別表参照

(1)【メイン会場】スポーツ・レクリエーション無料体験

(2)【各種目会場】交流大会（16種目）

- ①ゲートボール ②ソフトバレーボール ③武術太極拳 ④年齢別テニス
⑤年齢別ソフトテニス ⑥バウンドテニス ⑦マスターズ陸上競技 ⑧インディアカ
⑨フォークダンス ⑩ スポーツウェルネス吹矢 ⑪モルック ⑫ハイキング
⑬卓球バレー ⑭アキュラシーディスタンス(フライングディスク) ⑮ボッチャ

(別表)

	【メイン会場】 (1) スポーツ・ レクリエーション 無料体験	【各種目会場】 (2) 交流大会 (16 種目)
1 参加資格及び 制限	特になし	(1) 参加者は、佐賀県民であることを原則とする。 (2) 年齢基準は、原則令和 7 年 4 月 1 日現在とする。 (3) 各種目団体等の登録の有無は問わない。 (4) 参加者は、事前に医師の健康診断を受けておくことが望ましい。 (5) 上記の他、参加資格等の詳細は種目別実施要項によるものとする。
2 参加申込み	事前申込不要	(1) 参加を希望する者及びチームの代表者は、参加申込書に必要事項を記入し、居住地の市町生涯スポーツ主管部局又は一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会へ参加料を添えて令和 7 年 4 月 25 日(金)等までに提出すること。 ※競技団体への提出の場合は、令和 7 年 5 月 9 日(金)等を締切とする。 (2) 市町生涯スポーツ主管部局及び一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会は、受領した参加申込書及び参加料を令和 7 年 5 月 9 日(金)等までに実行委員会事務局あて提出すること。 (※詳しくは、種目別実施要項を参照。) ○一般社団法人佐賀県パラスポーツ協会 住所 佐賀市天祐一丁目 8 番 5 号 電話 0952-24-3809 ■受付時間：9 時～17 時まで ※時間外や土、日、祝日は受け付けられません。 ○実行委員会事務局 〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59 佐賀県 SAGA2024・SSP 推進局 スポーツ課内 電話 0952-25-7331
3 参加料	無料	大人 800 円・子ども(小学生以下) 400 円(傷害保険料を含む)。 また、障害者手帳をお持ちで減額を希望される方は、半額とする。 参加料納入後の返却は行わない。
4 表彰	特になし	表彰は種目ごとに定める。なお、表彰によって勝敗重視にならないよう配慮すること。
5 組合せ	特になし	組み合わせは、各種目団体が行う。
6 交流形式及び 交流方法	障がいのある人もない人も楽しめるスポーツ(ニュースポーツ及び障害者スポーツ等)の体験種目を複数実施するものとする。	種目の選定や交流の形式・方法については、公式競技規則にとられることなく、その種目の種別や参加者等の普及の実状に即し、スポーツ・レクリエーション祭の趣旨を踏まえた、楽しい祭典になるよう形式・方法を工夫すること。 (1) 種目の選定、競技規則は参加者の実状に応じて弾力性を持たせる。 (2) チームの編成は、年齢別、男女混成、家族単位等気軽に参加できるよう考慮する。 (3) 交流方法は、リーグ戦・敗者復活戦等により交流回数を多くするよう考慮する。
7 医療救護		(1) 救護は、負傷者に対し応急処置を行い、必要に応じて医療機関に連絡・移送する。 (2) 交流大会に参加する選手については、実行委員会において 1 日傷害保険に加入する。
8 その他		この開催要項に定めるもののほか、実施にあたり必要なことは別に定める。